

2025年7月吉日

関係 各位

厚生労働大臣宛て「生活保護基準引下げは違法！厚生労働大臣は謝罪し、一刻も早く違法状態を是正してください」署名にご協力ください

生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会
(略称:引き下げアカン！大阪の会)
共同代表 木下 秀雄／矢部あづさ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素より裁判に多大なるご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年からの過去最大の生活保護基準引下げについて、厚生労働大臣の減額決定を生活保護法違反と認定し、処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

判決は国が引下げの主たる根拠として示した「デフレ調整」について、「専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の判断の過程及び手続きに過誤、欠落があり違法」と認定。国が定めた生活保護基準について最高裁が違法と認定したのは史上初めてで、日本の社会保障の歴史に刻まれる判決になりました。

私たちは6月27日以降、厚生労働省の担当者との交渉を続けており、長年の違法行為が最高裁によって断罪された以上、まずは厚生労働大臣が原告との面談の場に出てきて謝罪し、速やかに全面解決に向けた協議を行うよう求めています。しかしながら、担当者は「謝罪するかどうかも含めて検討する」との姿勢に終始。また7月1日、福岡資麿厚生労働大臣は私たちに事前に知らせることもなく、突如として「専門家による審議の場を設けるべく検討をすすめていく」との方針を表明しました。

最高裁判決による違法判断が確定したにもかかわらず、厚生労働行政のトップが違法性に関して自らの言葉で語ることを避け続けている状況は、司法軽視であり、法治国家の基盤を揺るがしていると言わざるをえません。過去最大の引下げから10年以上が経過し、一時1000名を超えた原告らのうち2割を超える232名が既に亡くなっています。もはや一刻の猶予も許されない状況です。

現状を踏まえ、いのちのとりで裁判全国アクションから改善を求める団体署名及び個人署名の提案がありました。「引き下げアカン！大阪の会」としても全国の仲間と一緒に早期の解決に向けて声をあげていきたいと思います。一人でも多くの関係のみなさまに、この署名を広げていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

■ 具体的な依頼内容

※ 署名活動の期間は、**第1次締切は8月末、第2次締切は9月末**です。

集まり次第以下の住所に郵送いただくか、あるいは、電話いただきましたら取りに伺います。尚、団体の集まり等で、直接のお願いと説明に伺うことが可能です。

連絡先:引き下げアカン！大阪の会
〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22 きょうされん大阪支部内
TEL: 06-6697-9144/FAX: 06-6697-9059
E-mail: osaka@kyosaren.or.jp 担当: 雨田信幸(事務局長)